

福井県優秀技能者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、卓越した技能者を表彰することにより、県内社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、もって県内技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰および被表彰者)

第2条 表彰は、知事が次の各号のすべてに該当する者について行う。

- (1) きわめて優れた技能を有し県内の事業所に勤務する者（事業を営む者を含む）または県内に居住する者、即ち、その者の有する技能の程度が卓越しており、県内を通じて当該技能において第1人者と目されている者。
- (2) 表彰にかかる卓越した技能を使う職業に関して表彰の行われる日現在において、原則として、30年以上の経験を有し、かつ当該職業に就業している満年齢50歳以上の者。ただし、全国規模以上の大会において優秀な成績を収め、現に当該職業に就業している者については、この限りでない。
- (3) 就業を通じて後進技能者の技能の指導を行い、あるいは技能者の教育訓練に携わり技能者の育成に寄与したこと、または技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったことのある等により労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者、および過去において禁錮以上の刑に処せられたことのない者。

(表彰の方法等)

第3条 表彰は年1回、表彰状および副賞を授与して行うものとする。

2 表彰状の様式は、別紙のとおりとする。

(被表彰者の選定)

第4条 表彰を受ける者は、市町長もしくは民間団体長が推薦した者または第2条(2)ただし書きに該当する者のうちから、知事が選定する。

(附 則)

この要綱は、昭和60年7月1日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、昭和63年6月23日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成18年7月20日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成19年11月14日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成23年10月5日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月20日から適用するものとする。

表彰状

様

あなたは卓越した技能をもつて
技能者の地位および技能水準の
向上に努められ県内産業の発展に
貢献されました。よって福井県優秀
技能者としてここに表彰します

年 月 日

福井県知事 杉本 達治

印